

経営 相談

平成26年のポイントは診療収入増加！

歯科会計の橋本会計
公認会計士・税理士 橋本 守

1 はじめに

平成26年は歯科業界にとって4月の診療報酬改定に加えて消費税改正が重なり、診療収入に注目が集まりそうです。

特に診療報酬改定・消費税改正により患者さんの負担増からくる診療抑制に対応するための診療収入増加を考えていくことがポイントになりそうです。

2 消費税価格転嫁対応

(1) 保険収入についての消費税

保険収入については消費税が非課税となっていますので、直接的に消費税改正が影響するものではありませんが、保険収入を得るべき支出（診療材料、外注技工料等）については消費税が課税となっており、平成26年4月以降においては現行の5%の消費税から8%相当の消費税を課した請求が発生するものと想定されます。

すなわち、保険収入自体の消費税は非課税ですが、購入品に関わる消費税負担増についての保険収入の増加がなければ実質的な損失が生じる

可能性があります。

平成26年4月から診療報酬改定が予定されています。この改定において消費税負担分については、初診、再診料のアップによりカバーできる見込みですが実際の改定内容を注視する必要があります。

(2) 自由診療収入についての消費税

保険収入の消費税負担のカバーは診療報酬改定に委ねることになりますが、自由診療収入についての消費税改正対応については、各歯科診療所が独自に取り組む必要があります。

このことは、消費税改正に併せて現状の5%相当の消費税から8%相当の消費税に改正すれば解決かといえば、それだけではすみません。

自由診療を受ける患者さんの視点や同業の歯科診療所の動向もみなければならぬからです。

① 自由診療収入の料金表のまとめ

現状の自由診療収入について、料金をまとめてみましょう。自由診療収入の料金については各診療所のホームページに掲載されている場合も多いので、そのような資料を参考に価格面から自医院の自由診療の料金についてまとめてください。

② 自由診療収入の原価計算

自由診療収入を得るために必要な原価について集計し、消費税改正を

含めたところで原価計算をしてみましょう。

③ 自由診療収入の料金表改正

上記の検討を踏まえて消費税改正後の料金表の見直しをしましょう。

3 消費税価格表示対応

消費税改正により、消費税アップ相当分を価格転嫁できることが重要なことですが、そのためには価格表示が適正に行われていることが必要です。

(1) 一定期間(平成25年10月1日から平成29年3月31日)は総額表示によらないことが認められました。(税抜表示を認める取扱)

(2) 具体的な表示例。

① 〇〇円(税抜価格)

② 〇〇円(税別)

③ 〇〇円(本体価格)

④ 〇〇円 + 税

⑤ 〇〇円 + 消費税

⑥ 個々の値札に「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、消費者が商品等選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に「当店の価格はすべて税抜き価格となっています」といった掲示を行う場合

(3) 景品表示法上(値札、チラシ、パンフレット、店頭表示)問題とな

るおそれの例示。

① 消費税分だけ価格がほかに比べて有利であるかのような表示

a: 消費税は転嫁していません

b: 当商店街は、消費税を転嫁しません

c: 消費税はサービスしています

d: 消費税は据え置いています

e: 消費税は引き上げずに、当店が負担しています

f: 消費税は3%しかいただきません

② 販売するものが非課税であるかのような表示

③ 実際には消費税引き上げ相当額を超えて値上げしたにもかかわらず、消費税率の引き上げ相当額しか値上げしていないかのような表示

④ 免税事業者であるかのような表示、免税事業者と取引しているかのような表示

⑤ 二重価格表示を行う場合に、税

抜き販売価格の比較対照価格として、税込のメーカー希望小売価格等を用いる表示

4 ホームページに対しての広告規制

ホームページについては、従来より広告には該当しないことから広告規制の範囲外との認識がありました。しかし、平成25年9月に医療広告ガイドラインにおいて、ホームページの中でバナー広告やSEO対策により検索結果として上位表示されるものについては、患者さんへの誘因性、自医院の特定性、一般人の認知性を満たすものについては広告として取り扱うこととなりました。

このことにより、ホームページの記載内容については広告規制に違反がないかの見直しが重要となります。内容によってはホームページの内

容修正ということも必要になるでしょう。

5 平成26年診療報酬改定

平成26年の診療報酬改定は介護保険との同時改定となることからその動向が注目されていますが、それに加えて消費税改正が重なります。保険診療に対応する経費分に関わる消費税については、従来から診療点数の中に含まれているとの解釈ですが、消費税改正と診療報酬改定が重なることにより結果としてどのような状況になるかは、予想しがたいものがあります。

平成20年以降の社会医療診療行為別調査の推移を掲げますので、ご参照ください。

平成20年以降の社会医療診療行為別調査

項 目	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成20年増減	平成20年比
レセプト1件点数	1,287.7	1,293.4	1,294.6	1,250.2	1,277.1	-10.6	99.2%
回数	2.12	2.10	2.08	1.98	2.01	-0.1	94.8%
1日当たり点数(1日当たり点数内訳)	607.4	615.9	622.4	631.4	636.5	29.1	104.8%
初診・再診	70.5	68.6	77.2	79.3	78.7	8.2	111.6%
指導管理等	74.9	77.1	76.9	81.8	69.1	-5.8	92.3%
在宅医療	5.3	13.0	14.8	13.1	16.7	11.4	315.1%
検査	38.1	38.6	38.1	40.9	38.9	0.8	102.1%
画像診断	22.7	22.4	22.7	23.4	24.2	1.5	106.6%
投薬	10.3	10.5	10.4	9.7	9.3	-1.0	90.3%
注射	0.6	0.5	0.5	0.4	0.1	-0.5	16.7%
リハビリテーション	0.1	0.1	0.3	0.2	0.3	0.2	300.0%
処置	99.2	97.6	101.5	104.4	115.0	15.8	115.9%
手術	17.9	19.3	19.2	19.0	18.1	0.2	101.1%
麻酔	1.6	1.6	1.6	1.7	1.6	0.0	100.0%
放射線治療	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	100.0%
歯冠修復及び欠損補綴	260.2	259.6	252.8	251.3	257.9	-2.3	99.1%
歯科矯正	1.1	1.1	0.8	1.2	0.5	-0.6	45.5%
病理診断	0.3	0.4	0.5	0.3	0.3	0.0	100.0%
入院料等	4.5	5.3	5.1	4.2	4.2	-0.3	93.3%